

01

CHAPTER

# 第1章

## 墨田区児童館のあり方について

## 1 あり方改定の背景と目的

平成 26 年 11 月、墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会から「今後の墨田区における健全育成施策と期待される児童館の役割」が提出されました。これは、本区における児童の健全育成及びその中心的機能を担う児童館の役割について提言されたものです。この提言に基づき、「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）に墨田区の児童館のあり方を検討することが掲げられ、平成 30 年 3 月「墨田区児童館のあり方」を策定しました。「墨田区児童館のあり方」では、墨田区における児童館の役割、現状と課題、課題を踏まえた児童館に求められる機能、児童館運営の基本理念、施設整備の基本方針等が整理されたところです。

他方で、令和 5 年 4 月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同年 12 月には、こども政策を総合的に推進するための「こども大綱」、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進するための「こどもの居場所に関する指針」が閣議決定される等、国の動向として、「こどもまんなか社会の実現」に向けた対策が進められています。また、児童館に関しては、国が平成 23 年に「児童館ガイドライン」を作成し、平成 30 年には「こどもの権利」の視点を主に据えた大きな改正を行っています。さらに、近年の法改正や社会動向の変化を踏まえて、令和 7 年 4 月に「児童館ガイドライン」が改定されます。

また、本区においても、令和 7 年 3 月「墨田区こども計画」の策定、同年 4 月「墨田区こども条例」の施行等、「こどもまんなかすみだの実現」に向けた取組が進んでいます。

このような近年の社会情勢の変化や子育て世帯のニーズ等を踏まえ、「墨田区児童館のあり方」について、その内容を改めて整理する必要があることから、改定作業を行いました。改定にあたっては、こどもや保護者の声を反映するため、児童館に対する意識や利用実態に係るアンケート調査を実施し、様々な立場の声を伺いながら、庁内関係者及び学識経験者で構成する「墨田区児童館のあり方検討委員会」で検討を重ねました。

## 2 あり方の位置付け

墨田区基本構想及び墨田区基本計画の方針を踏まえ、墨田区子ども・子育て支援総合計画におけるめざす将来像「全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている」を実現するために、墨田区児童館の今後のあるべき姿を示し、墨田区児童館に関する施策、事業及び施設整備方針について取りまとめたものです。

## 3 あり方の期間

墨田区こども計画との整合を図るため、令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。